

## 選手強化補助金交付要項

### 1 目的

宮崎県競技力向上対策基本方針に基づき、本県競技力の向上を図る。

### 2 補助対象

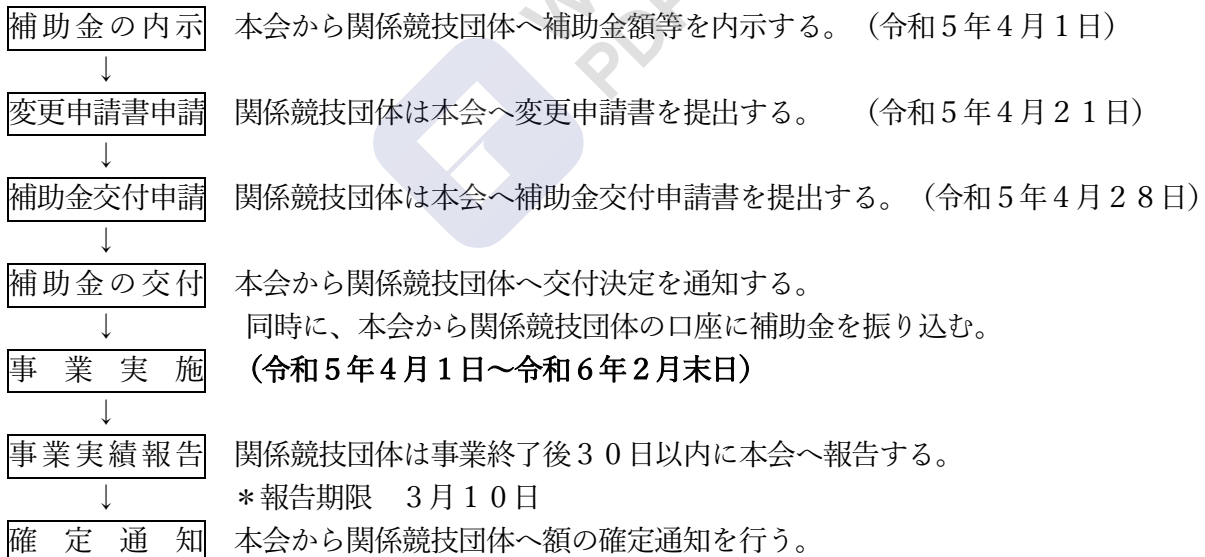
国民体育大会の競技力向上のための競技団体の下記の取組

- (1) 強化合宿
- (2) 遠征合宿
- (3) 海外合宿 (関東合宿相当経費以内で行い超過する部分は競技団体負担とする。)
- (4) 招待試合
- (5) 宿泊を伴わない強化練習

### 3 補助対象経費 (領収書の宛名は、競技団体名とする。)

- (1) 旅費
  - ①交通費
  - ②宿泊費 県内外一泊9,800円(税込)以内を原則とする。ただし、本会が定めた宿泊料金を超過する部分は、競技団体負担とする。
  - ③旅行雑費 監督、コーチに限り、県内一日200円、県外一日1,100円とする。
  - ④駐車料金 役員、監督、コーチに限り、旅行命令に基づくもののみとする。
- (2) 使用料賃借料 会場借上料、競技用器具使用料等

### 4 事務手続き



5 補助金は、別に定める「補助金等の執行に関する取扱」に基づき、適正に執行しなければならない。

6 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

- 平成26年3月4日一部改正
- 平成27年4月1日一部改正
- 平成29年4月1日一部改正
- 平成31年4月1日一部改正
- 令和4年4月1日一部改正